

平成27年度行政事業レビューシート(厚生労働省)

事業名	小児慢性特定疾患治療研究事業			担当部局庁	雇用均等・児童家庭局		作成責任者	
事業開始年度	昭和43年度	事業終了(予定)年度	平成26年度	担当課室	母子保健課		一瀬 篤	
会計区分	一般会計			政策・施策名	VI-5-1 母子保健衛生対策の充実を図ること			
根拠法令(具体的な条項も記載)	旧児童福祉法第21条の5、第53条の2			関係する計画、通知等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新たな小児慢性特定疾患対策の確立について(雇用均等・児童家庭局長通知 平成17年2月21日付け雇児発0221001号)</li> <li>・小児慢性特定疾患治療研究費の国庫補助について(厚生事務次官通知 昭和49年5月22日付け厚生省発児第133号)</li> <li>・子ども・子育てビジョン(平成22年1月29日閣議決定)</li> </ul>			
主要政策・施策	少子化社会対策			主要経費	社会保障			
事業の目的(目指す姿を簡潔に。3行程度以内)	小児期に小児がん等の特定の疾患に罹患し、長期間の療養を必要とする児童等の健全育成の観点から、患児家庭の医療費の負担軽減及び患児や家族への福祉的支援策の充実を図る。併せて、その治療や研究に資する登録管理データの精度向上のための仕組みを構築する。							
事業概要(5行程度以内。別添可)	○対象者:18歳未満(引き続き治療が必要と認められる場合には、20歳未満)の児童が厚生労働大臣が定める疾患(11疾患群、514疾病が対象)に罹患した場合 ○給付内容:小児慢性特定疾患の治療にかかる医療費の自己負担の一部を補助する ○実施主体:都道府県、政令指定都市、中核市 ○補助率:1/2							
実施方法	補助							
予算額・執行額(単位:百万円)		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度要求		
	予算の状況	当初予算	12,950	12,950	10,792	-		
		補正予算	-	-	-	-		
		前年度から繰越し	-	-	-	-		
		翌年度へ繰越し	-	-	-	-		
		予備費等	-	-	-	-		
	計	12,950	12,950	10,792	0	0		
	執行額	12,942	12,950	10,792				
執行率(%)	100%	100%	100%					
成果目標及び成果実績(アウトカム)	定量的な成果目標	成果指標		単位	24年度	25年度	26年度	目標最終年度 -年度
			成果実績	-	-	-	-	
			目標値	-	-	-	-	
			達成度	%	-	-	-	
定量的な成果目標の設定が困難な場合	定量的な目標が設定できない理由及び定性的な成果目標	定量的な目標が設定できない理由		定性的な成果目標と24~26年度の達成状況・実績				
	事業の妥当性を検証するための代替的な達成目標及び実績	代替目標	代替指標	単位	24年度	25年度	26年度	目標最終年度 -年度
活動指標及び活動実績(アウトプット)	活動指標			単位	24年度	25年度	26年度	27年度活動見込
	実施件数	活動実績	件	1,040,484	1,061,190	精査中		
		当初見込み	件	1,039,220	1,039,220	863,833	-	
単位当たりコスト	算出根拠			単位	24年度	25年度	26年度	27年度見込
	補助金交付確定額 / 給付人員			単位当たりコスト	千円	113.1	113.7	精査中
				計算式	X/Y	12,613,635(千円)/111,497(人)	12,758,143(千円)/112,182(人)	精査中
平成27・28年度予算内訳(単位:百万円)	費目	27年度当初予算	28年度要求	主な増減理由				
	医療費	0		当該事業は、平成27年1月から新たな事業に移行するため廃止。				
	医療費適正化指導費	0						
計	0	0						

事業所管部局による点検・改善					
		項目	評価	評価に関する説明	
国費投入の必要性	事業の目的は国民や社会のニーズを的確に反映しているか。		○	小児慢性特定疾患に罹患した児童等への支援と同時に、特定疾患の研究であり、社会的ニーズがある。	
	地方自治体、民間等に委ねることができない事業なのか。		○	実施主体である都道府県、政令指定都市、中核市へ国が補助を行っている。	
	政策目的の達成手段として必要かつ適切な事業か。政策体系の中で優先度の高い事業か。		○	小児慢性特定疾患を罹患した児童等への医療費の補助であり、小児慢性特定疾患への支援と研究の支援が図られている。	
事業の効率性	競争性が確保されているなど支出先の選定は妥当か。		-	-	
	受益者との負担関係は妥当であるか。		-	-	
	単位当たりコスト等の水準は妥当か。		○	医療費等に関するコストについては疾患やその他病状等により費用が異なるため、正確なコストの妥当性についての判断は困難であるが、実施主体や関係する医療機関において、適切な医療の実施の提供が行われていることから、算出した単位当たりコストの水準は妥当である。	
	資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。		-	-	
	費目・使途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。		○	使途は小児慢性特定疾患へ罹患した児童等に対する支援に限定している。	
	不用率が大きい場合、その理由は妥当か。(理由を右に記載)		-	-	
	その他コスト削減や効率化に向けた工夫は行われているか		-	-	
事業の有効性	成果実績は成果目標に見合ったものとなっているか		○	小児慢性特定疾患に罹患した児童等に対し、必要な医療を確実に給付することができた。	
	事業実施に当たって他の手段・方法等が考えられる場合、それと比較してより効果的あるいは低コストで実施できているか。		-	-	
	活動実績は見込みに見合ったものであるか。		○	小児慢性特定疾患児童等への医療費の活動実績は平成23年度1,018,846件、平成24年度1,040,484件、平成25年度1,061,190件であり、助成を必要とする者に対して確実に事業を実施しており、見込みどおり活動を行えている。	
	整備された施設や成果物は十分に活用されているか。		-	-	
関連事業	関連する事業がある場合、他部局・他府省等と適切な役割分担を行っているか。(役割分担の具体的な内容を各事業の右に記載)		○	【小児慢性特定疾病児童等自立支援事業負担金】小児慢性特定疾病児童等への相談(カウンセリング)や、個別支援計画の作成により、児童等の自立のための支援事業を実施。	
	所管府省・部局名	事業番号	事業名	【小児慢性特定疾病医療費負担金】平成27年1月以降実施している小児慢性特定疾病児童等への医療費助成制度。	
	厚生労働省 雇用均等・児童家庭局	698	小児慢性特定疾病児童等自立支援事業負担金		
厚生労働省 雇用均等・児童家庭局	699	小児慢性特定疾病医療費負担金			
点検・改善結果	点検結果	小児慢性特定疾患児童等への医療費の活動実績は平成24年度1,040,484件、平成25年度1,061,190件であり、一定のニーズがある。			
	改善の方向性	執行率と件数から見て、小児慢性特定疾患児童等への医療費補助は非常に高いニーズがある。そのため、安定的で持続可能な制度として実施できるよう児童福祉法を改正し、平成27年1月1日より小児慢性特定疾病等医療費負担金として、従来行っていた当該事業を廃止した。新たな事業においても、引き続き、医療費の助成を滞りなく行う。			
外部有識者の所見					
行政事業レビュー推進チームの所見					
所見を踏まえた改善点/概算要求における反映状況					
備考					
関連する過去のレビューシートの事業番号					
平成22年度	410	平成23年度	369	平成24年度	317
平成25年度	681	平成26年度	683		

※平成26年度実績を記入。執行実績がない新規事業、新規要求事業については現時点で予定やイメージを記入。

(小児慢性特定疾患治療研究事業)

厚生労働省  
10,792百万円

〔 交付申請書の内容審査、交付決定等 〕

【補助】

A 各自治体  
都道府県  
政令指定都市  
中核市  
(110カ所)  
10,792百万円

〔 小児慢性疾患児に対する医療費助成の実施 〕

資金の流れ  
(資金の受け取り先が何を行っているかについて補足する)  
(単位:百万円)

費目・用途 （「資金の流れ」に おいてブロックご とに最大の金額 が支出されている 者について記載 する。費目と用途 の双方で実情が 分かるように記 載）	A.東京都					
	費目	用途	金額 (百万円)	費目	用途	金額 (百万円)
	扶助費	小児慢性特定疾患の治療方法に関する研究 その他必要な研究に資する医療の給付 にかかる費用の支給	782.8			
	事務費	小児慢性特定疾患対策協議会の専門家等 への謝金	1.5			
	計		784.4	計		0

支出先上位10者リスト

A.

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	東京都	小児慢性疾患のうち、小児がんなど特定の疾患について、その治療方法に関する研究及び医療費の自己負担分の一部を補助する。	784.4	-	-
2	大阪府	同上	549.9	-	-
3	埼玉県	同上	458.7	-	-
4	千葉県	同上	440	-	-
5	川崎市	同上	310.7	-	-
6	横浜市	同上	291.5	-	-
7	愛知県	同上	267	-	-
8	沖縄県	同上	252.8	-	-
9	大阪市	同上	207.2	-	-
10	茨城県	同上	187.2	-	-